

2014 年 8 月 26 日

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I Lawyer's Eye

「馳名商標の認定及び保護規定の改正」 北京オフィス顧問 李 加弟

II 中国法令アップデート

- 最高人民法院による特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)(公開意見募集稿)
- 最高人民法院による執行手続における履行遅延期間の利息債務の計算に関する法律適用の若干問題の解釈
- 医療機器登録管理弁法
- 体外診断試薬登録管理弁法
- 医療機器説明書及び表示管理規定
- 医療機器生産監督管理弁法
- 医療機器経営監督管理弁法
- 企業名称登記管理実施弁法(意見募集稿)
- 企業経営範囲登記管理規定(意見募集稿)

III 中国万感

～集団「公園ダンス」の流行～

北京オフィス顧問 安 然

I Lawyer's Eye

北京オフィス顧問 李 加弟

「馳名商標の認定及び保護規定の改正」

新「商標法」(2014 年 5 月 1 日施行)が、再度、馳名商標の保護制度を強調し、馳名商標の概念を更に明確にしたことを受けて、新「馳名商標の認定及び保護規定」(以下は「新規定」という。)が、意見募集を経て、2014 年 7 月 3 日に中国国家工商行政管理局において可決され、8 月 3 日より施行された。新規定の施行に伴い、2003 年 4 月 17 日に公布された「馳名商標の認定及び保護規定」(以下は「旧規定」という。)は廃止された。

新規定は、21 ヶ条で構成されており、馳名商標の定義、認定原則、当事者の申請時における証拠資料提出の要件、当事者及び工商行政部門の役割や処理期限、並びに地方の工商行政部門の責務や責務不履行時の処分を更に明確化している。

1. 馳名商標の定義の明確化

旧規定において馳名商標は、「広く認知され、高い名声を有する」という曖昧な要件で定義されていた。これに対して新規定は、「中国において関連公衆に熟知された商標」を指すとしたうえで、「関連公衆」について「商標で標示されるある種類の商品又は役務に係わる消費者、同商品を生産し又は役務を提供しているその他の経営者、並びに取次販売ルートに係わる販売者及びその他の関係者等を含む」とより詳細に定義している(新規定第 2 条)。商標という性質上一定の曖昧さは残るが、新規定は「熟知」の対象が明確になった点でより具体的で判断しやすいと評価されている。

2. 個別案件認定原則及び受動保護原則の明記

旧規定には規定がなく、ここ数年来の実務上の措置として行われていた個別案件認定原則(個別案件における馳名商標の認定決定は、当該商標に係わる他の案件において効力がないこと)及び受動保護原則(商標局及び商標評審委員会は受動的に馳名商標の認定と保護を行うこと)が、新規定において新たに明記された(新規定第 4 条)。個別案件認定原則とは、例えば、ある商標係争において馳名商標の認定を受けたとしても、別の訴訟事件には効力が及ばないとの原則を指す。また、受動保護原則を受け、当局が自ら能動的に馳名商標の認定を行うのではなく、商標局及び商標評審委員会は、当事者の請求、審査及び案件処理の必要に応じて商標登録審査及び商標事件の処理の過程で馳名商標の認定と保護を行い、工商行政管理部門は商標違反事件を調査・処罰する過程で馳名商標の認定と保護を行うこととなる。従来より実務上は確定したもののとして取り扱われてきた原則ではあるが、今回、新規定において明文化されたことで、法令上の明確な根拠が出来たことに一定の意義があるといえる。

3. 継続使用期間に関する証拠資料において期間の最低基準を規定

馳名商標の認定手続においては、以下のとおり、証拠資料として提出できる資料が限定されているところ(新規定第 9 条)、旧規定では特に規定のなかった継続使用期間に関する証拠資料((下記(二)))において登録期間又は継続使用期間の最低基準が新たに規定された。商標局、商標

評審委員会は、提出された証拠資料を総合考慮して馳名商標の認定につき判断することとなる（新規定第13条）。

新たに期間の最低基準が定まったことで認定基準が一步明確になり予見可能性が高まったともいえるが、これまで短い登録期間又は継続試用期間でも馳名商標と認定されてきた商標との均衡を考えると、不公平ではないかという指摘もされている。

（一）関連公衆の当該商標に対する周知度を証明する資料

（二）当該商標の継続使用期間を証明する資料。例えば、商標使用、登録の歴史及び範囲を証明する資料。当該商標が未登録商標である場合、継続使用期間が5年を下回らないことを証明する資料を提出しなければならない。当該商標が登録商標である場合、登録期間が3年を下回らない又は継続使用期間が5年を下回らないことを証明する資料を提出しなければならない。

（三）当該商標のすべての周知活動の期間、程度及び地域範囲を証明する資料。例えば、過去3年の広告宣伝の方法、地域範囲、宣伝媒体の種類及び広告宣伝費などの資料。

（四）当該商標が中国又はその他の国・地区において馳名商標として保護されたことを証明する資料。

（五）当該商標が馳名であることを証明するその他の証拠資料。例えば、当該商標を使用した主要商品の過去3年の販売収入、市場シェア、純利益、納付した税金額、販売地域などの資料。上記（二）で述べた3年及び5年は、異議申立の対象商標の登録出願日、無効審判対象商標の登録出願日前の3年及び5年、並びに商標違反行為を調査・処罰する案件において馳名商標保護請求の提出日前の3年及び5年を指す。

4. 各種案件の処理手続の変更及び審査期限の明確化

商標違反事件の処理手続について、旧規定では、申請を受け付けた市レベルの工商行政管理部門から省レベルの工業行政管理部門に対して事件が送付され、受理の有無が判断された後、更に商標局に送付されて馳名商標認定の審査がされると規定されていた（旧規定6条乃至8条）。これに対して新規定では、申請を受け付けた市レベルの工商行政管理部門でまず立件の有無・申請書及び証拠書類等の一次審査がされ、その後省レベルの工商行政管理部門において二次審査があり、更に商標局に送付されて馳名商標認定の審査がされると規定されている（新規定第11条）。また、工商行政管理局が受理した商標違反事件の審査期限について、商標局が馳名商標の認定をしてから60日以内に事件を処理しなければならないと新たに規定された（新規定第14条）。新規定は、旧規定と比べて市レベルの工商行政管理部門でより実質的な審査がされることになっており、近年の地方分権化の流れを汲む改正といえる。また、新たに商標違反摘発事件についての審査期限が規定されたことにも留意されたい。

異議申立事件、登録拒絶抗告審及び登録商標無効宣告事件については、従来から商標法の規定（第33条乃至第38条、第44条乃至第47条）に従い手続が行われることになっており、この点新規定でも変更はない。一方、審査期限については、旧規定に依るのか商標法の規定に依るのか明確でなかったところ、新規定で、商標法（第35条、37条及び45条）に規定された審理期間に基づくと明記され（新規定第10条）、異議申立事件、登録拒絶抗告審及び登録商標無効宣告事件については審査期限についても商標法に基づき処理されることが条文上明確になった。

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若 林 耕

弁護士 濱本 浩平

弁護士 横 井 傑

最新中国法令の解説

＜知的財産＞

最高人民法院による特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）（公開意見募集稿）

〔ポイント〕 本司法解釈は、2010年1月1日に施行された最高人民法院による特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（法釈〔2009年〕21号）に続く二つ目の特許侵害紛争事件における司法解釈である。特許請求の範囲の解釈、意匠権における「同一又は類似」要件の解釈、特許の実施の該当性に関する解釈、侵害の認定方法、損害額に関する解釈等について、実務を踏まえ、特許権侵害紛争における解釈上の諸問題が広く具体的に規定されている。なお、同時期に、特許紛争事件に関して、最高人民法院による特許紛争事件の審理における法律適用問題に関する若干の規定（法釈〔2001〕21号）の改正にかかる意見募集稿が、2014年7月16日付けで公布されており（意見募集期間は同年8月15日まで）、双方とも今後の動向が注目される。

（意見募集期間：2014年7月31日～同年8月31日）（最高人民法院）

〔原文〕 最高人民法院关于审理侵犯专利权纠纷案件应用法律若干问题的解释（二）（公开征求意见稿）

＜執行手続における利息の計算＞

最高人民法院による執行手続における履行遅延期間の利息債務の計算に関する法律適用の若干問題の解釈

〔ポイント〕 本司法解釈は、執行手続中の履行遅延期間における遅延利息の計算について、最高人民法院が解釈を示すものである。民事訴訟法第253条では、被執行者が判決、裁定その他の法律文書の指定する期間内に金銭債務を履行しない場合には、遅延期間の遅延利息について2倍支払わなければならないことを規定しているが、本司法解釈はその計算方法等について詳述するものである。

（2014年7月7日公布、同年8月1日施行）（最高人民法院）

〔原文〕 最高人民法院关于执行程序中计算迟延履行期间的债务利息适用法律若干问题的解释

＜医療機器＞

医療機器登録管理弁法

〔ポイント〕 本弁法は、大きく修正された「医療機器監督管理条例」が2014年6月1日から施行されたことにともない、2014年3月31日に意見募集稿が公表されていたが、この度正式に公布されるに至った。本弁法は、「医療機器監督管理条例」に基づく、医療機器の食品薬品監督管理部門における登録・届出手続について規定するものである。

（2014年7月30日公布、同年10月1日施行）（国家食品薬品監督管理総局）

〔原文〕 医疗器械注册管理办法

体外診断試薬登録管理弁法

[ポイント] 本弁法も、「医療機器監督管理条例」が2014年6月1日から施行されたことにともない、2014年3月31日に意見募集稿が公表されていたが、この度正式に公布されるに至った。本弁法は、中国で、「体外診断試薬」を販売・使用する場合において、食品薬品監督管理部門における登録・届出手続について規定するものである。

(2014年7月30日公布、同年10月1日施行)(国家食品薬品監督管理総局)

[原文] [体外诊断试剂注册管理办法](#)

医療機器説明書及び表示管理規定

[ポイント] 本弁法も、「医療機器監督管理条例」が2014年6月1日から施行されたことにともない、2014年3月31日に意見募集稿が公表されていたが、この度正式に公布されるに至った。本弁法は、中国において販売・使用する医療機器について説明書及び表示を添付すべきことを規定するものである。

(2014年7月30日公布、同年10月1日施行)(国家食品薬品監督管理総局)

[原文] [医疗器械说明书和标签管理规定](#)

医療機器生産監督管理弁法

[ポイント] 本弁法も、「医療機器監督管理条例」が2014年6月1日から施行されたことにともない、2014年3月31日に意見募集稿が公表されていたが、この度正式に公布されるに至った。本弁法は、中国における医療機器の生産について、国家食品薬品監督管理総局の監督管理を規定するものである。具体的には、医療機器の類別に応じて、生産ライセンス又は届出による管理が行われる。

(2014年7月30日公布、同年10月1日施行)(国家食品薬品監督管理総局)

[原文] [医疗器械生产监督管理办法](#)

医療機器経営監督管理弁法

[ポイント] 本弁法も、「医療機器監督管理条例」が2014年6月1日から施行されたことにともない、2014年3月31日に意見募集稿が公表されていたが、この度正式に公布されるに至った。本弁法は、中国における医療機械経営活動(販売活動)について、国家食品薬品監督管理総局の監督管理を規定するものである。具体的には、医療機器の類別に応じて、経営ライセンス又は届出による管理が行われる。

(2014年7月30日公布、同年10月1日施行)(国家食品薬品監督管理総局)

[原文] [医疗器械经营监督管理办法](#)

<会社登記>

企業名称登記管理実施弁法(意見募集稿)

[ポイント] 中国の会社名称は本弁法とその上位法である企業名称登記管理規定によって規律されており、一定の例外はあるものの原則として(a)行政区画名、(b)商号、(c)業種、(d)組織形態から構成され、かつその順番でなければならないとされている。本意見募集稿ではこの制限を緩和する方向での修正が予定されている。具体的には、(i)行政区画を商号より後、組織形態より前にすること(例えば、●●(上海)有限公司といった名称の使用)、(ii)業種の標記において特定の業種(「貿易」や「設備製造」等)ではなく、「実業」といった総合的な名称を用いたり、業種を表示しないことについて、これまでの資本金額等の要件を廃止ないし緩和するほか、(iii)3社以上の子会社がある場合に「集団」という文字の使用を認める等の規制緩和が行われる予定である。

(意見募集期間:2014年8月12日～同年9月11日)(国家工商行政管理総局)

[原文] [企业名称登记管理实施办法\(征求意见稿\)](#)

企業経営範囲登記管理規定(意見募集稿)

[ポイント] 中国の会社には「経営範囲」が定められており、経営範囲を逸脱する事業活動については行政的な取締りがなされる。この「経営範囲」の記載方法について、(i)会社が自ら国民経済業界分類を参照して選択でき(現状では当局より文言の指導を受けることが多い。)、また同分類に含まれていない新業種については関連する政策等を参照して会社に申請を認め、(ii)登記前に許可を得なければならない業種(許可前置経営項目)以外については先に登記を行った上で許可を取得することを認めるといった修正が予定されている。

(意見募集期間:2014 年 8 月 12 日～同年 9 月 11 日)(国家工商行政管理総局)

[原文] 企业经营范围登记管理规定(征求意见稿)

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】



中国万感



【集団「公園ダンス」の流行】

北京オフィス顧問 安 然

中国では、広場や公園等の空地で音楽に合わせて踊る中高年女性の集団をよく見かける。彼女たちが行っているのは、中国では公園ダンス(中国語:広場舞)と言われ、一種の運動と考えられている。

公園ダンス自体は以前からあるが、ここ数年に異様に流行っている。公園、住宅街の空地等を占領して、大音量で音楽を流し、ひどい場合には歩道や道路を占拠することもあるため、公園ダンスは住民等の抗議を受けることもある。住民が自分が飼っている猛犬を公園ダンスの集団に向けて放した等のショッキングな事件も報道されている。

公園ダンスの大流行には裏がある。単なる自然発生的な流行ではなく、政府からの積極的なサポートがあるようだ。中国では、「文明都市」を評価・奨励する制度がある。「文明都市」として認定された場合、その都市のよい宣伝になるのはもちろん、当該地方の官僚にとってよい成績につながり、将来の昇進によい影響があるらしい。「文明都市」の評価のための指数の一つに、市民の体育活動がある。日常的に運動する人や頻繁に集まるグループが多い都市は、高い点数が付けられる。

公園ダンスは、ステップが簡単で、専門的な訓練を受けていない人でも簡単に身に付けられ、また、お金もほとんどかからない。地方政府には、市民の体育活動の重要な一つとして奨励するところもあり、中には地方政府自身が専門家を雇い、公園ダンスの振り付けを行い、市民に教えているところもある。

さらに、政府のプロモーション以外に、公園ダンスの最近の流行の原因には諸説ある。健康維持や定年後の暇つぶしがよく公園ダンスに参加する動機として挙げられるが、更に深い理由もあるのではないかという説もある。

公園ダンスのグループの中では、通常リーダー的な人物がいる。また、ダンスの上手さやグループ内での交友関係などにより、微妙な地位の差も生じるらしい。そのような地位を気にして、積極的に公園ダンスに参加している人もいるようである。例えば、若い頃に職場で活躍したり、異性にもてたりしていた人は、老後に公園ダンスのグループ内で中心的な人物になることにより、自分の全盛期を再び体験することができる。逆に、若い頃に目立たなかった人が、中高齢になり公園ダンスでリーダーになったら、自分の価値が認められる喜びを味わえる。参加者は、公園ダンスを通じて、自分の居場所を見つけているのである。

最近では、騒音問題を解決するため、各地で公園ダンスを行える時間帯や場所を制限するような規制が行われるようになった。多くの人々の居場所となっている場所での公園ダンスと一般市民との平和的共存が実現できるといいと思う。

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。
お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川
裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご
遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

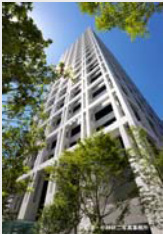
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は
全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	若林 耕
若林 耕	李 加弟	詹 新平
楽 楽	李 彬	
横井 傑	安 然	
屠 錦寧		
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス

〒450-0003
愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
Tel: 052-533-4770 (代表)
Email: nagoya@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京發展大廈 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060 (代表)
Email: beijing@amt-law.com



日本安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311 (代表)
Email: shanghai@amt-law.com



アンダーソン・毛利・友常法律事務所 シンガポールオフィス Anderson Mori & Tomotsune (Singapore) LLP

9 Raffles Place #17-01, Republic Plaza, Singapore 048619
Tel: +65-6645-1000 (代表)
Email: singapore@amt-law.com